

第6期第16回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月25日(金) 午後2時00分から午後2時28分

2. 開催場所 穂別町民センター 会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	欠番	
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	田代英孝	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	△	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第8 報告第6号 農地法第4条の規定による意見聴取の結果に関する件

第9 報告第7号 農地法第5条許可申請の取り下げに関する件

第10 報告第8号 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件

第11 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第12 議案第2号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は25名です。欠席は10番・星委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第16回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、9番・宇南山 浩利委員と11番・中澤 浩委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告8件、議案2件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページになります。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計1件・1筆・10,468㎡となっています。後の議案第1号でお諮りしますが、町担い手育成センターで研修を行っていた方が新規就農することとなり、本対象地を就農地とするため、これまで耕作をしていた●●さんが解約をしたものです。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第2号、朗読及び説明】

主 議	査 長	<p>10月につきましては、議案に記載のとおり、10月10日に川西地区、川東地区の地区委員会を開催しております。</p> <p>利用集積計画の利用権設定を川西地区、川東地区ともにそれぞれ1件を審議し、いずれも適当と判定したところです。以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 議	査 長	<p>【報告第3号、朗読及び説明】</p> <p>先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。5ページになります。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
14	番	<p>1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。報告第3号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 議	査 長	<p>【報告第4号、朗読及び説明】</p> <p>先月の総会でご決定いただきました買入協議の結果についてご報告申し上げます。</p> <p>なお、買入協議結果については、議案7ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第7 報告第5号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係</p>

議 長 長 | る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 | 【報告第5号、朗読及び説明】
農振整備計画の変更に係る件でございます。
9ページから11ページに照会内容がありますが、いずれにおいても、農地採草放牧地と認められないこと、また、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないとして12ページのとおり回答をしておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 長 | 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。

議 長 長 | (質問、意見なし)

議 長 長 | 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 報告第6号「農地法第4条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 | 【報告第6号、朗読及び説明】
8月の総会でご承認いただきました、●●の●●<農地所有適格法人>が牛舎や倉庫等、農業施設用地に転用する案件ですが、面積要件から、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。
その結果でございますが、14ページから16ページにありますとおり、許可相当である旨、回答があり許可書を交付しましたのでご報告申し上げます。以上でございます。

議 長 長 | 事務局の説明が終わりました。報告第6号について、質問意見はありませんか。

議 長 長 | (質問、意見なし)

議 長 長 | 質問意見がありませんので、報告第6号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第9 報告第7号「農地法第5条許可申請の取り下げに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 | 【報告第7号、朗読及び説明】
7月総会において許可相当してご承認いただきました、●●の●●さんが農家住宅を建築する5条転用の案件ですが、総会時にもご説明したところですが、当該農地の所有者である●●さんが急逝され、その後、農振農用地区域内農地の除外手続きのため許可相当状態としており、除外手続き自体は9月12日に完了し許可処分を行える状態となりました。その間、申請者である本人と相談を続け、住宅建築について悩んでおり許可処分を保留しておりました。
議案18ページに取り下げ書を添付しておりますが、最終的に住宅建築を取りやめすることとなったため、10月4日付けで申出書を受理し、申請取り下げといたしましたのでご報告申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第7号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第7号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第10 報告第8号「農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長 【報告第8号、朗読及び説明】

20ページをご覧ください。

本年8月26日に実施しました農地パトロール農地の利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の調査結果となりますが、本年度調査においては、20ページのNo.1番から22ページ50番までの50件・103筆・面積としまして、131,747.14㎡全筆が、現状の状況において原野、雑種地、山林化しており農地として再生を目指さない土地として再生利用が困難な農地B分類として判断されましたのでご報告いたします。

なお農地法の運用についての規定に基づき、利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った年内において農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行わなければいけないこととされております。つきましては、本日議案第2号においてご審議いただくこととなりますことを申し添え報告いたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第8号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第8号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第11 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

なお、本件中、●●委員が、被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いします。

主 査 【議案第1号、所有権移転関係、朗読及び説明】

主 査 24ページから、所有権移転2件です。
1番につきましては、報告第3号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転です。
2番は、報告第4号でご報告申し上げました買い入れ協議に伴う所有権移転となっております。
続いて27ページ利用権設定2件です。
【議案第1号、利用権設定関係、朗読及び説明】
1番、2番とも新規就農される方にそれぞれ利用権を設定する案件となっております。
1番の●●さんは●●地区で、施設野菜を主として、ハウス10棟により、トマト、レタス、ホウレン草を作付けしていく計画です。
2番の●●さんは●●地区で、施設野菜を主として、ハウス8棟により、トマト、レタスを作付けしていく計画です。
以上、所有権移転2件3筆・利用権設定2件3筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
所有権移転関係は、25ページ26ページに、利用権設定関係は28ページ29ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。
(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第12 議案第2号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 長 【議案第2号 朗読及び説明】
31ページをご覧ください。
31ページNo.1番から33ページNo.50番までの合計50件・103筆、面積としまして、131,747.14㎡を報告第8号においてご報告いたしましたが、全て再生利用が困難な農地B分類と判定するものです。
対象地の所有者等の詳細については、事前に議案を配付しておりますことから対象地の読み上げは行いませんけれども、利用状況等調査、再生利用が困難な農地B分類把握年月日につきましても、いずれも本年農地パトロールを実施しました令和元年8月26日で、対象地の現況の状況につきましても、原野、雑種地、山林化など農地に該当しない状況となっております。

主 査 以上のことから、50件・103筆、総面積131,747.14㎡を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり、承認後は、対象所有者に対し非農地通知を行い、関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし、通知をいたします。

34ページから71ページまで対象地の図面を添付しておりますのでご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますよう、宜しく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、11月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。